

農業食料工学会東北支部役員選挙規程

(昭和 32 年 3 月制定)
(昭和 51 年 4 月改定)
(昭和 58 年 7 月改定)
(昭和 63 年 11 月改定)
(平成 12 年 3 月改定)
(平成 13 年 8 月改定)
(平成 15 年 8 月改定)
(平成 17 年 8 月改定)
(平成 21 年 8 月改定)
(平成 25 年 8 月改定)
(令和 元年 8 月改定)
(令和 3 年 8 月改定)

- 第1条 この支部の役員を選出は、この規程による。ただし選挙人は東北六県に在住又は在職する普通会員に限る。
- 第2条 支部長の選挙資格者（有権者）は、改選前年度の 9 月末日までにその年度までの（一社）農業食料工学会及び支部の会費を完納した正会員とする。ただし、長期外国在住者は、選挙資格者としてしない。
2. 支部長の被選挙資格者は、（一社）農業食料工学会代議員であって、改選前年度の 9 月末日までにその年度までの支部会費を完納した正会員とする。ただし、長期外国在住者は、被選挙資格者としてしない。
- 第3条 幹事選挙資格者（有権者）は、改選前年度の 9 月末日までにその年度までの支部会費を完納した普通会員とする。ただし、長期外国在住者は、選挙資格者としてしない。
2. 幹事の被選挙資格者は、改選前年度の 9 月末日までにその年度までの支部会費を完納した普通会員とする。ただし、長期外国在住者は、被選挙資格者としてしない。
- 第4条 支部長（1 名）の選挙は直接無記名投票により行う。
- 第5条 幹事選挙は普通会員 12 名以内連記の直接無記名投票により行う。加えて、支部長の推薦により若干名の幹事をおくことができるものとし、支部長の推薦にあたっては、各県最低 1 名を含むようにする。
- 第6条 事務局長（1 名）は幹事中より支部長が委嘱する。
- 第7条 常任幹事は 6 名とし、幹事中より支部長が委嘱する。
- 第8条 会計監査は 2 名とし、会員中より支部長が委嘱する。
- 第9条 投票による役員当選者の決定は次の方法による。
- 1) 得票の多いものから順次当選とする。
- 2) 得票数の同数の場合は年長者を上位当選とする。
- 3) 任期中に欠員が生じた場合は、次点者を繰り上げる。ただし第 5 条を満たすものとする。その任期は前任者の残り期間とする。
- 第10条 役員選挙の結果は総会に報告する。

附 則

この規程は総会の承認のあった日から施行する。